

話し合おう市町村合併

—十日町広域圏合併任意協議会のまとめ—

全世帯アンケートを実施します！

市町村合併に関する住民意向調査票

ご協力をお願い

現在、市町村においては、住民の日常生活圏の拡大、少子・高齢社会への対応、国・地方を通じた厳しい財政状況など、様々な課題に直面しています。

また、地方分権の進展によって、住民に最も身近な行政サービスを行なう市町村の役割と責任がますます増大してきています。

今、こうした状況に適切に対応していくため、市町村の行財政基盤の充実強化と行政能力向上が求められ、そのための有効な方策の一つとして市町村合併が注目され、全国各地で合併推進の機運が高まりをみせています。

しかし、市町村合併は、住民の日常生活に多大な影響を及ぼすものであり、住民の皆様のご理解のもとにご意見を伺い、検討を進めることが必要と考えております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成15年11月

十日町市長 滝沢信一

【調査の記入方法】

- 1 調査票は、各囑託員が配布した世帯の中で、20歳以上のどなたかお一人が代表して記入してください。
- 2 質問番号にそって、質問にお答えください。
- 3 お答えは、最も適当と思われるものを選び、その回答番号を、別紙の回答はがきに記入してください。
- 4 調査票について、不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

十日町市 合併推進課 電話番号57-3111 内線288

【調査票の返送方法】

ご記入いただきました回答はがきは、11月21日(金)までに切手を貼らずに最寄りの郵便局・ポストに投函、あるいは市役所・各地区公民館に提出くださいますようお願いいたします。

問1 あなたご自身のことについておたずねします。

性別	1	男性	2	女性					
年齢	1	20歳代	2	30歳代	3	40歳代	4	50歳代	
	5	60歳代	6	70歳以上					
地区	1	十日町	2	中条	3	川治	4	六箇	5 吉田 6 下条 7 水沢
職業	1	農林業	2	自営業	3	会社員	4	団体職員	5 公務員
	6	学生	7	家事	8	無職	9	その他（	）

問2 現在、十日町市と川西町、中里村、松代町、松之山町の5市町村で合併協議を進めていますが、あなたは、「合併」する必要があるとお考えですか。

- 1 合併は必要と思う

2 どちらかといえば合併は必要と思う

3 どちらかといえば合併は必要ないと思う

4 合併は必要ないと思う

5 わからない
- 1・2を選んだ方は、問3に進んでください。

3・4を選んだ方は、問4に進んでください。

問3 「合併は必要と思う」と考えられた理由についてお答えください。

(3つまで選んでください。)

- 1 市町村長をはじめ議員や職員数が減ったり、同じような事務や施設を統合でき、経費の節減や財政の効率化ができると思うから
- 2 合併すると予算が大きくなり財政基盤が強化され、余裕ができると思うから
- 3 合併特例債など、国や県から多額の財政支援を受けられ、まちづくりに使えることや財政支援の間（15年間）に力を蓄えることができると思うから
- 4 少子高齢化社会に対応した福祉、介護サービスなどの受け皿づくりや今のサービス水準が維持できると思うから
- 5 すでに周辺市町村は買い物や医療などについて一緒の生活圈であり、一緒になった方が良いと思うから
- 6 専門職員の配置や職員の能力が向上し、高度なサービスが受けられると思うから
- 7 保育所や図書館・スポーツ施設、温泉、休養施設など、利用できる公共的施設が増え、住民生活が便利になると思うから
- 8 大きな市になることでイメージが向上すると思うから
- 9 その他（具体的に

問4 「合併は必要ない」と考えられた理由についてお答えください。

(3つまで選んでください。)

- 1 今のままで将来にわたって問題はないと思うから
- 2 中心部ばかり栄えて周辺部が寂れると思うから
- 3 消防、ゴミ処理などと同じように、現在の市町村間で広域的に協力すれば対応できると思うから
- 4 きめ細やかなサービスが受けにくくなると思うから
- 5 議員の数が減り、市民の意見や要望が反映されにくくなると思うから
- 6 行政サービスが低下したり、住民負担が増えることがあるから
- 7 いままで愛着のあった市町村の名称が消えると思うから
- 8 今までの祭りや歴史・文化・伝統など地域の個性が薄れると思うから
- 9 その他（具体的に

問5 その他市町村合併についてご意見がございましたらお書きください。

合併についてもうちょっと教えて

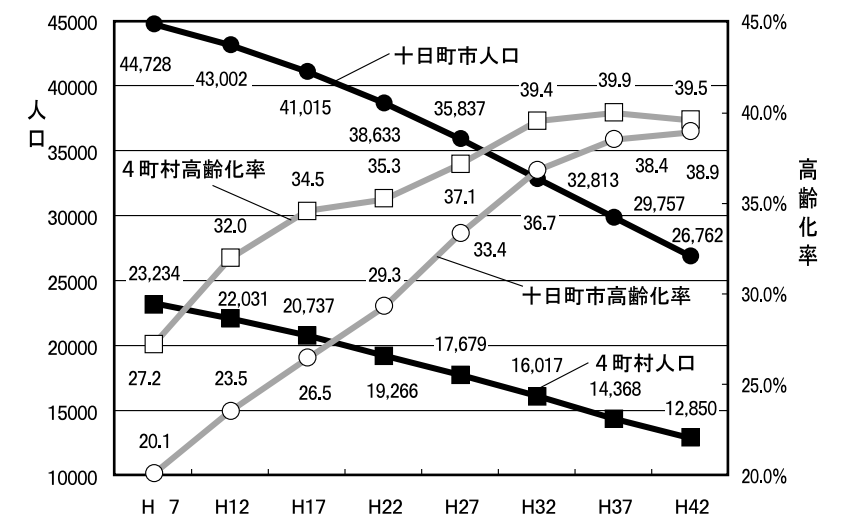
①なぜ今、市町村合併なの？

■地域のことは地域で決める時代です

平成12年4月からの地方分権一括法の施行により地方分権は自立の時代を迎えています。国が市町村の細部にわたって指示をする時代は終わり、市町村はそれぞれの地域の課題を自ら解決し、質の高い住民サービスを行なうことが求められています。

■少子高齢化が進んでいます。

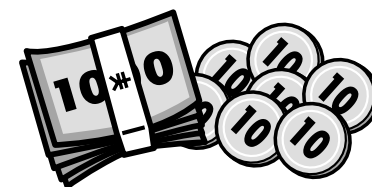
急激な速さで少子高齢化が進み、全国的にも2006年をピークに人口が減少すると推計されています。税金などを負担する住民が減る一方で、医療・保健・福祉などのサービスを必要とする住民が増えますので、市町村にとって将来の財政運営は深刻な課題となっています。



■わたしたちの生活の範囲は拡大しています。

交通・通信手段の発達により、住民の日常生活の行動範囲は、現在の市町村の枠を超えて広がっています。これに伴い、より広域的な公共施設の利用や整備などの行政ニーズが生じています。

■国も地方も財政事情が厳しくなっています。



国も地方も財政状況は厳しくなっており、平成15年度末の国と地方の長期債務の残高は686兆円に達する見込みです。このことから国から配分される地方交付税や各種補助金の削減も見込まれ、効率的な行政運営が必要になってきています。

■一つの市町村だけでは対応できない課題が増えてきています。

社会環境の変化や多様化に伴い、ゴミ・廃棄物対策や、医療・福祉、環境問題など、小さな自治体では解決が困難な課題が増えてきています。

②合併すると、どんな効果があるの？

■広い視野でのまちづくりが展開できます。

広域的な視野に立った道路・公共施設の整備など、まちづくりをより効果的に進めることができると同時に、環境問題、観光振興など、広域的に取り組むべき課題にもより有効な施策が展開できます。

■少ない経費で充実したサービスが受けられます。

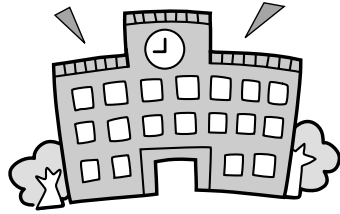
特別職、議員、各種委員会の委員、そして行政組織の管理・企画部門が統合され職員の数が増え、経費の節減が図れます。

専門職や組織の効率的な配置により、専門的で質の高いサービスの提供が新市全体で可能になります。

また、同種の施設への重複投資がなくなり、その分、地域の重要課題の解消に向けた重点投資が可能になります。

■公共施設が効率的に配置され、内容も充実します。。

広域的な観点から、隣接地域内での類似施設の重複が避けられ、公共施設を効率的に配置できます。



■分権時代に対応した住民自治の形成

地域の実情にあった事業や個性ある地域づくりを進めるにあたり、住民の皆さんが自ら考え、積極的に取り組むことができる新しい住民自治が形成できます。

■財政的な面で合併の効果が期待されます。

平成14年度と平成32年度を試算し比較してみました。

○歳入の減額

市 税	5億円
譲 与 税 等	3億円
(人口減少により減額となります。)	
普通交付税	24億円
(人口減少と行政運営の効率化に伴い減額します。)	
【合 計】	32億円

歳入と歳出を差し引きすると、最小で4億円、最大で15億円余裕額が発生します。

合併した場合

行政サービス水準の向上

人口規模が大きくなることによって、財政構造が柔軟になり、行政サービスに当てる財源が増加する。

地方交付税の制度の見直しへの対応

地方交付税制度の見直しがあった場合でも上記の額までは、サービス水準を落とすことなく対応が可能である。

○ **歳出の削減**（合併の規模効果により削減できます。）

人件費	22億円
(市町村長、議員、職員の給与など)	
最小9億円	最大15億円
物件費	
(消耗品費、光熱水費、旅費、委託料など)	
最小5億円	最大10億円
補助金等	
(負担金、補助金、報償費など)	
最小36億円	最大47億円
合計	

合併しない場合

行政サービス水準の向上

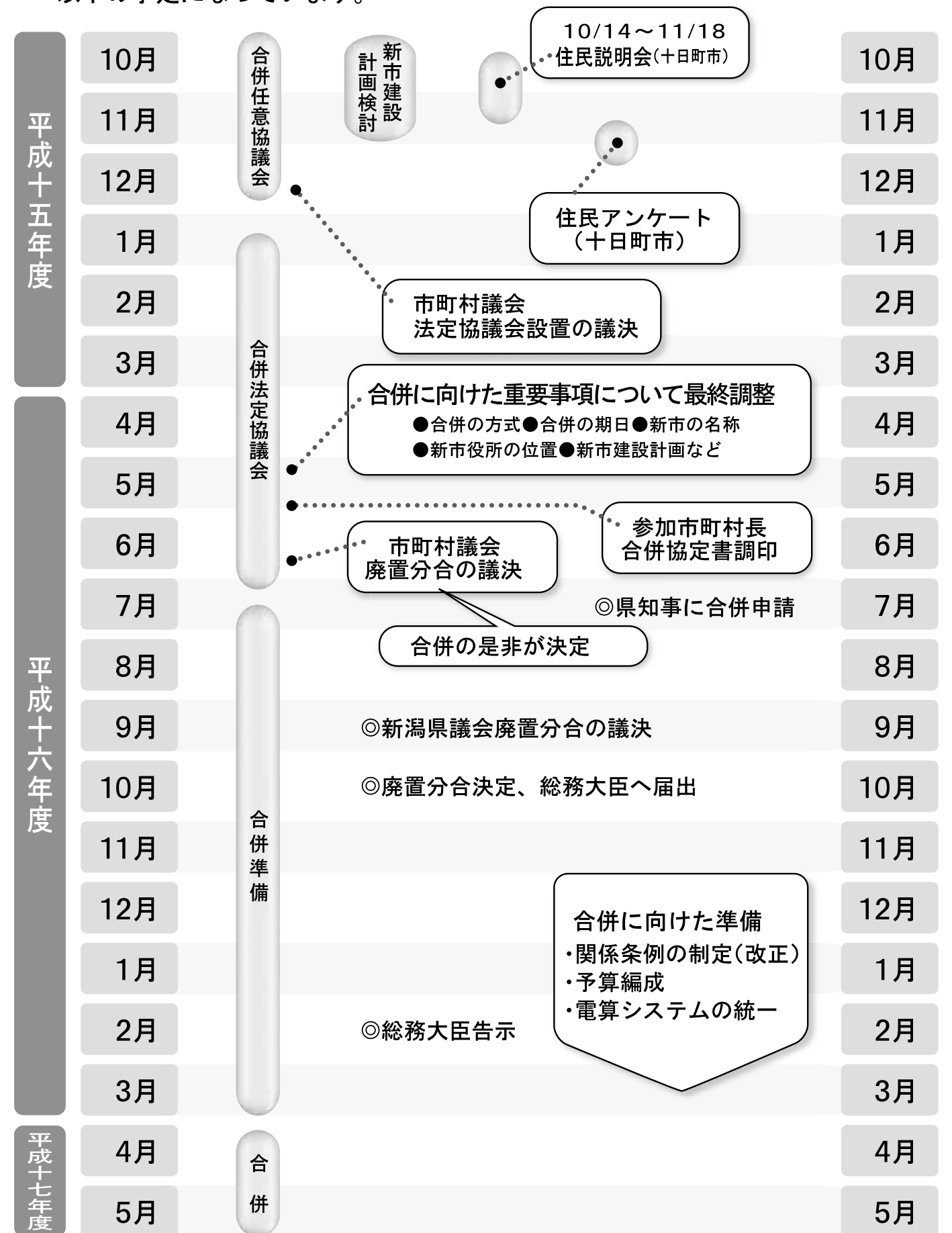
財源が固定化されているため、一つの行政サービス水準を向上することは、別の行政サービスを見直す必要がある。

地方交付税の制度の見直しへの対応

地方交付税制度の見直しがあって、歳入だけが削減された場合は、歳出を削減して対応せざるを得ない。

③合併までのスケジュールは？

わたしたちの住む十日町圏域における今後のスケジュールは以下の予定になっています。



詳しい内容は、市役所で協議調書をご覧ください。

項 目		協 議 結 果 概 要		十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要							
						川 西 町		中 里 村		松 代 町		松 之 山 町	
総 務 関 係	010108 女 性 政 策	庁内検討組織、委員会等は、十日町市の制度に準じて設置します。		庁内検討組織 とおかまち男女平等プラン推進会議		な し		な し		な し		な し	
	委員会等 十日町市男女共同参画推進委員会			な し		な し		な し					
		住民組織は、現行のすべての組織を助成します。		住民組織育成 あ り		あ り		あ り		あ り			
	010119 集 会 施 設	現施設は新市に引き継ぎます。 設置条例は、原則として松代町の例により統一します。ただし、利用料は利用料金制とします。 集落等が新たに集会施設を建設する場合の助成制度は、経済的に有利な方法を新市において検討します。 大規模改修にかかる助成は、現在の制度を当該地区に5年間継続し、その後廃止します。		整備要綱など な し		整備要綱など な し		整備要綱など 整備要綱あり		整備要綱など 整備要綱あり			
				建設時の助成制度 助成制度あり		建設時の助成制度 な し		建設時の助成制度 な し		建設時の助成制度 な し			
				地域集会施設建設資金等融資事業 融資制度あり		地域集会施設建設資金等融資 事業 なし		地域集会施設建設資金等融資 事業 なし		地域集会施設建設資金等融資 事業 なし			
				集会施設修繕にかかる助成 融資制度あり		集会施設修繕にかかる助成 な し		集会施設修繕にかかる助成 助成制度あり		集会施設修繕にかかる助成 助成制度あり			
				市町村有集会施設 8 施設		市町村有集会施設 2 施設		市町村有集会施設 4 施設		市町村有集会施設 33施設			
		集落所有集会施設 72施設		集落所有集会施設 72施設		集落所有集会施設 30施設		集落所有集会施設 2 施設		集落所有集会施設 3 施設			
	010120 名 誉 市 町 村 民	表彰制度は、新市においても存続させます。旧市町村の名誉市町村民は、合併後新市の名誉市民とみなします。		称号を贈る条件 学術、技芸、その他社会文化の進展に貢献し、又は本市の功労者としてその事績卓絶で市民の敬仰を受ける者で議会の議決を得た者 名誉市民 故 中山龍次 故 庭野日敬		称号を贈る条件 学術、技芸、その他社会文化の進展に貢献し、事績卓絶で町民の敬仰を受ける者で議会の議決を得た者 名誉町民 故 藤巻力雄 故 児玉輝彦		称号を贈る条件 学術、技芸、その他社会文化の進展に貢献し、又は本村の功労者としてその事績卓絶で村民の敬仰を受ける者で議会の議決を得た者 名誉村民 故 高橋幸作 故 上村賢造 上村正子		な し		称号を贈る条件 本町の出身者で学術技芸その他社会文化の発展に貢献し、その功績が卓絶で町民の敬仰を受ける者で議会の同意を得た者 名誉町民 故 村山浩一 故 高橋与平 志賀卯助	
010127 大 字 名 の 変 更	現在の大字名を基本に調整します。 「大字」は省略します。 十日町市の「字泉」、「字宇都宮」、「字春日」は「泉」、「宇都宮」、「春日」とします。 行政区名の変更に伴い、大字名も変更したほうがよいとされたものは、変更を検討します。		同じ大字名 ①中里村 田沢（大字・行政区） 松代町 田沢（大字・行政区） ②松代町 東山（大字・行政区） 松之山町 東山（大字・行政区）		行政区と同じ大字名 ①十日町市 峠（行政区） 松代町 峠（大字・行政区） ②十日町市 赤倉（行政区） 松之山町 赤倉（大字・行政区）								
010133 行 政 区 名 （ 集 落 名 ） の 変 更	同じ表記の行政区名は調整します。その際、どちらか一方が変えるのではなく、双方とも変更することを原則とします。 15年12月までに関係集落で変更案を出します。さらに同じ名称になった場合は、行政と関係行政区で協議し、16年3月までに調整を完了します。		1. 変更を要するもの 漢字が同じもの ①十日町市 下山（行政区） 中里村 下山（行政区） 松代町 下山（行政区） ②十日町市 赤倉（行政区） 松之山町 赤倉（大字・行政区） ③十日町市 栄町 川西町 栄町 ④十日町市 峠（行政区） 松代町 峠（大字・行政区）		⑤中里村 田沢（大字・行政区） 松代町 田沢（大字・行政区） ⑥松代町 東山（大字・行政区） 松之山町 東山（大字・行政区） ⑦十日町市 上町（かんまち） 川西町 上町（かみちょう）		2. 変更を要しないもの 「町」が付くもの ①十日町市 学校町 1 丁目、2 丁目 川西町 学校町 ②十日町市 田中町本通り 十日町市 田中町東 十日町市 田中町西 川西町 田中町 中里村 田中 ③十日町市 原 中里村 原町		「之」「ノ」が付くもの ①十日町市 池ノ尻 松代町 池尻 ②中里村 上山 松之山町 上之山				
010135 各 種 手 数 料 の 減 免	関係するすべての市町村に規定されている事項を包括するよう免除規定を設けます。 減額の規定は設けません。		公的年金受給権者から、その給付のため戸籍又は住民票に記載した事項に関する証明の請求があったとき 公用で使用するとき		公務員が職務上の必要で請求するもの		公的年金受給権者から、その給付のため戸籍又は住民票に関する証明の請求があったとき 道路交通法施行令第8条第2項の規定による盲導犬の使用者証を有する者から別表第9号から第12号に係る証明の請求があったとき		公的年金受給権者から、その給付のため戸籍又は住民票に関する証明の請求があったとき		公的年金受給権者から公的年金受給に必要な戸籍又は住民票に関する証明の請求があったもの		
				5 市町村全てに共通していない規定のみ記載してあります。									

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
企 画 関 係	010211-1 コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設	施設管理は委託化を、料金は利用料金制を進めますが、当分の間は地域の実情を踏まえつつ対応します。 使用料は、公民館と同一の基準とします。 利用料金は、地域の実情を踏まえて定めます。	施設数 9 施設 管理運営方法 管理は委託 料金は利用料金制		施設数 3 施設 管理運営方法 管理は委託 料金は使用料	施設数 2 施設 管理運営方法 管理は直営 料金は使用料	該当なし	施設数 6 施設 管理運営方法 管理は直営 料金は使用料
	010226 生活交通の確保	新市において、生活交通確保計画(新計画)を策定します。 新計画は、スクールバスの一般住民混乗等、新市所有の車両を活用した市営バスの運行を含め、市民の交通手段の確保を図ります。 N P Oやボランティアなどによる生活交通確保についても検討を行います。	4 条バス 21条バス 80条バス 福祉バス スクールバス 保育園バス 診療所バス 22路線 12路線 － 1 路線 10路線 － －		4 条バス 21条バス 80条バス 福祉バス スクールバス 保育園バス 診療所バス 7 路線 3 路線 － － 5 路線 2 路線 3 路線	4 条バス 21条バス 80条バス 福祉バス スクールバス 保育園バス 診療所バス 9 路線 3 路線 － 1 路線 6 路線 1 路線 －	4 条バス 21条バス 80条バス 福祉バス スクールバス 保育園バス 診療所バス － 3 路線 9 路線 － － － －	4 条バス 21条バス 80条バス 福祉バス スクールバス 保育園バス 診療所バス － 3 路線 7 路線 1 路線 － 1 路線 －
					道路運送法 4 条バス…一般的な乗合路線バス 21条バス…一般的な乗合バスの運行が困難なため、国土交通大臣の許可を得て運行するバス 80条バス…公共の福祉を確保するために、国土交通大臣の許可を受けて運行する町営バスなど			
人 事 関 係	010302-3 一般職の職員の 身 分 の 取 扱 い	「市町村の合併の特例に関する法律」第 9 条の規定に基づき、次のように取扱います。 1 合併の日の前日に合併関係市町村の一般職の職員である者は、合併の日に新市の職員として引継ぎます。 2 新市に引継ぐ職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、新市において公正に処理します。	一般職の職員数 H15など4.1現在：399人 H15・16年度定年退職予定者：25人		一般職の職員数 H15.4.1現在：138人 H15・16年度 定年退職予定者：6 人	一般職の職員数 H15.4.1現在：106人 H15・16年度 定年退職予定者：8 人	一般職の職員数 H15.4.1現在：85人 H15・16年度 定年退職予定者：2 人	一般職の職員数 H15.4.1現在：91人 H15・16年度 定年退職予定者：0 人
					合併関係市町村では、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関して、国に準ずることを基本としている。 新市合併により合併関係市町村は消滅するため、合併関係市町村の一般職員は、本来は合併の日の前日に失職することとなるが、「市町村の合併の特例に関する法律」第 9 条に特例が定められている。			
	010304-5 特別職の職員の 身 分 の 取 扱 い	1 新設合併のため、合併関係市町村の首長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日に失職します。 2 新市長が選挙されるまでの間、市長職務執行者を合併関係市町村長のうちから協議により定めます。 3 新市長が選挙され、新市の議会の同意を得て新収入役を選任するまでの間、市長職務執行者は、副収入役又は収入役の職務を代理する吏員を定めます。 4 新市長が選挙され、新市の議会の同意を得て新教育委員を任命するまでの間、市長職務 4 新市長が選挙され、新市の議会の同意を得て新教育委員を任命するまでの間、市長職務執行者は、合併関係市町村の教育委員のうちから新市の教育委員を臨時に選任し、臨時に選任された教育委員の互選により暫定教育長を定めます。（暫定教育長（教育委員を含む。）は、新市長が選挙された後、新市長が最初に招集する新市の議会の会期の末日まで在任します。新市長は、新市の議会の同意を得て新教育委員を任命し、新教育委員の互選により新教育長を選任します。） 5 新市長を選出する選挙は、合併の日から50日以内に行います。 6 新市長は、新市の議会の同意を得て、助役及び収入役を新たに選任し、教育委員を新たに任命します。	三役・教育長の人数 首 長：1 人 助 役：1 人 収入役：1 人 教育長：1 人		三役・教育長の人数 首 長：1 人 助 役：1 人 収入役：1 人 教育長：1 人	三役・教育長の人数 首 長：1 人 助 役：不在 収入役：1 人 教育長：1 人	三役・教育長の人数 首 長：1 人 助 役：1 人 収入役：1 人 教育長：1 人	三役・教育長の人数 首 長：1 人 助 役：1 人 収入役：置かない 教育長：1 人

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状	各 市 町 村 現 況 概 要			
				川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
人 事 関 係	010343-3 特 別 職 の 身 分 の 取 扱 い	議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員は、それぞれの項目で協議確認した調整内容とします。 付属機関その他の委員会の委員 (1) 付属機関等は、原則として統合します。ただし、合併関係市町村において共通性が存しない付属機関等については、実態に即した体制で整備します。 (2) 付属機関等の設置は、合併時または合併後速やかに設置すべきものについては合併関係市町村の長が協議して市長職務執行者が設置し、それ以外のものについては選挙された新市長が必要に応じて設置します。 (3) 付属機関等の委員構成は、市長職務執行者が合併時に設置する場合は合併関係市町村の長と協議して、それ以外の場合は設置者が地域の実情に配慮しながら定めます。	特別職 ・ 議会議員 ・ 教育委員会委員 ・ 選挙管理委員 ・ 公平委員会委員 ・ 監査委員 ・ 農業委員会委員 ・ 固定資産評価審査委員会員 ・ 附属機関その他の委員会の委員				
	010352 行 政 組 織	1 事務所 (1) 合併後当分の間は、現在の十日町市役所を新市の本庁舎兼十日町支所とし、現在の4 町村役場を新市の川西支所、中里支所、松代支所及び松之山支所とし、現在の十日町市役所の4 出張所を新市の吉田出張所、下条出張所、水沢出張所及び情報館出張所とします。なお、新市の本庁舎に物理的に配置できない場合や施設を管理する上で効率的な場合は、一部の支所又は施設（民間施設の借上げを含む）に当該部門を置き、それらを新市の分庁舎とします。 (2) 建物の耐用年数を過ぎ使用に危険が伴うようになった場合の事務所の建替え、移転、統合、廃止については、その時点において検討します。 2 本庁、支所及び出張所の業務 (1) 本庁においては、新市全体に係る政策・施策、総合的な調整・管理に関する業務及び部門別の企画調整管理業務を行います。なお、分庁舎においても、本庁と同様に当該部門の企画調整管理業務を行います。 (2) 支所においては、地域振興部門を置き、旧市町村区域を所管区域として振興発展に関する業務を行います。また、各種住民窓口サービス部門については、住民に密着したサービスを提供するとともに、住民要望の受入・相談窓口を置き、旧市役所・町村役場と同等の業務を行うことを基本として、一定の権限を持った職員と必要な数の職員を配置します。さらに、本庁で企画した事務事業と旧市町村から引継いだ事業などを行います。 (3) 出張所においては、住民票、戸籍、印鑑証明等の証明書類の発行事務と住民要望の受入・相談窓口業務を行います。 3 組織機構 (1) 簡素で効率的、市民にわかりやすく、柔軟で、利便性の高い形態に整備します。 (2) 「行政組織機構の整備方針」を基本とし、効率かつ適切な職員配置を行います。	本庁舎 建物構造 鉄筋コンクリート 地上3階・地価1階 竣工年月 昭和44年1月 分庁舎 除雪センター 下水処理センター 公民館本館 博物館 総合体育館 出張所 吉田出張所 下条出張所 水沢出張所 情報館出張所 課局等の数 31	本庁舎 建物構造 鉄筋コンクリート4階 竣工年月 昭和32年7月 昭和45年10月（増築） 分庁舎 総合体育館 出張所 なし 課局等の数 18	本庁舎 建物構造 鉄筋コンクリート3階 竣工年月 昭和41年5月 昭和60年12月（増築） 分庁舎 保健センター 総合センター 出張所 なし 課局等の数 16	本庁舎 建物構造 鉄筋コンクリート4階 竣工年月 昭和41年5月 分庁舎 総合センター 総合体育館 出張所 なし 課局等の数 12	本庁舎 建物構造 木造2階 竣工年月 昭和41年11月 分庁舎 保健センター 自然休養村センター 出張所 なし 課局等の数 14
財 政 関 係	020401 財 産 及 び 債 務 の 取 扱 い	財産及び債務は、原則として新市に引き継ぎます。	1.公有財産 (1) 土地 ①行政財産・公用財産・公共財産 ②普通財産・宅地・山林・その他 (2) 建物 ①行政財産 ②普通財産	(3) 山林面積 (4) 旧慣習等による財産に対する条件等 (5) 物権…地上権、借地権 (6) 無体財産権…特許権等 (7) 有価証券、株券 (8) 出資による権利	2.物品…備品 3.債権…奨学金貸付金、決算における収入未済金 4.基金…財政調整基金、減債基金、特定目的金、土地開発基金 5.債務 (1) 長期借入金残高 (2) 債務負担行為限度額の翌年度以降支出予定額 (3) 決算における債務負担行為にかかる未支払金		

項 目		協 議 結 果 概 要		十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要																																																																																					
						川 西 町			中 里 村			松 代 町			松 之 山 町																																																																												
財 政 関 係	020405 基金の取扱い	1 財政調整基金、減債基金、国保給付準備基金、介護給付準備基金、土地開発基金、地域福祉基金、ふるさと・水と土保全基金は一本化した管理とします。 2 その他特定目的基金は、市町村振興基金を加え類似する目的に再編整理します。 3 基金の管理・運用・処分は、その基金の設置目的、経緯等をふまえ、かつ、新市建設計画、総合計画その他の地域振興計画等に基づくものであることを基本とします。		(庁舎等の建設) 義務教育施設整備資金 公民館建設資金		文化会館建設基金			生活基盤資金・地域開発資金 教育施設整備基金 町有施設積立金			町有施設積立金			町有施設積立金																																																																												
				(地域基盤整備の推進) 総合公園建設資金 簡易水道施設整備資金 下水道施設整備資金		文化会館建設基金			簡易水道事業運営基金 環境整備基金			簡易水道事業財政調整基金 農集排事業償還基金			簡易水道基金 下水道事業基金																																																																												
				(社会福祉の充実) 地域福祉基金 交通遺児等援助基金		地域福祉基金 まちおこし基金（高齢者保健資金）			地域福祉基金			福祉基金			地域福祉基金																																																																												
				(環境保全対策) ふるさと・水と土保全基金		ふるさと・水と土保全基金 まちおこし基金（居住環境整備資金）			ふるさと・水と土保全基金			ふるさと環境保全基金			ふるさと・水と土保全基金 ふる里の森事業基金																																																																												
				(農林業の振興)		まちおこし基金（中山間地域資金）						畜産振興基金 中山間地域振興基金			肉用牛導入事業基金 特定農山村地域活動支援基金																																																																												
				(商工観光の振興)					温泉利用施設基金						観光施設整備基金 （温泉施設整備）																																																																												
				(教育・文化スポーツの振興) 奨学基金 芸術文化のかおるまちづくり基金 国際交流文化スポーツ基金		スキー場建設基金 まちおこし基金(人材育成資金)			奨学基金 村民研修基金 文化スポーツ奨励基金			奨学基金 松中図書整備基金			奨学基金 芸術文化振興基金 高校生短期海外研修基金																																																																												
				(ふるさと活性化) まちづくり特別基金		まちおこし基金（ふるさと創生資金）			ふるさと創生基金			ふるさと活性化基金			ふるさと創生基金																																																																												
	(その他資金) ほう賞基金 平和基金		藤巻褒賞基金 豪雪対策基金 克雪住宅資金貸付基金			克雪住宅促進事業運営基金																																																																																					
	020417 指名業者選定基準	十日町市を例に統一します。		<table><tr><td>工事級</td><td>業者範囲</td><td>指名業者数</td></tr><tr><td>A</td><td>A・B</td><td>10</td></tr><tr><td>B</td><td>B・C・A</td><td>10</td></tr><tr><td>C</td><td>C・D・B</td><td>7</td></tr><tr><td>D</td><td>D・C・B</td><td>5</td></tr></table>		工事級	業者範囲	指名業者数	A	A・B	10	B	B・C・A	10	C	C・D・B	7	D	D・C・B	5	<table><tr><td>工事級</td><td>業者範囲</td><td>指名業者数</td></tr><tr><td>A</td><td>町内A・B 町外A</td><td>8</td></tr><tr><td>B</td><td>町内B・A・C 町外A・B</td><td>8</td></tr><tr><td>C</td><td>町内C・B・D・A 町外A・B</td><td>6</td></tr><tr><td>D</td><td>町内D・C</td><td>4</td></tr></table>			工事級	業者範囲	指名業者数	A	町内A・B 町外A	8	B	町内B・A・C 町外A・B	8	C	町内C・B・D・A 町外A・B	6	D	町内D・C	4	<table><tr><td>工事級</td><td>業者範囲</td><td>指名業者数</td></tr><tr><td>A</td><td>村内A・B 村外A</td><td>7・6</td></tr><tr><td>B</td><td>村内B・A・C</td><td>6・5</td></tr><tr><td>C</td><td>村内C・B・D</td><td>5・4</td></tr><tr><td>D</td><td>村内D・C・B</td><td>4・－</td></tr></table> 指名業者数の左欄は土木・建築工事、 右欄はその他工事			工事級	業者範囲	指名業者数	A	村内A・B 村外A	7・6	B	村内B・A・C	6・5	C	村内C・B・D	5・4	D	村内D・C・B	4・－	<table><tr><td>工事級</td><td>業者範囲</td><td>指名業者数</td></tr><tr><td>A</td><td>A・B</td><td>8</td></tr><tr><td>B</td><td>B・C・A</td><td>8</td></tr><tr><td>C</td><td>C・D・B・A</td><td>6</td></tr><tr><td>D</td><td>D・C・B</td><td>4</td></tr></table>			工事級	業者範囲	指名業者数	A	A・B	8	B	B・C・A	8	C	C・D・B・A	6	D	D・C・B	4	<table><tr><td>工事級</td><td>業者範囲</td><td>指名業者数</td></tr><tr><td>A</td><td>A・B</td><td>6</td></tr><tr><td>B</td><td>B・A・C</td><td>6</td></tr><tr><td>C</td><td>C・B・A・D</td><td>5</td></tr><tr><td>D</td><td>D・C・B</td><td>3</td></tr></table>			工事級	業者範囲	指名業者数	A	A・B	6	B	B・A・C	6	C	C・B・A・D	5	D	D・C・B
工事級				業者範囲	指名業者数																																																																																						
A	A・B	10																																																																																									
B	B・C・A	10																																																																																									
C	C・D・B	7																																																																																									
D	D・C・B	5																																																																																									
工事級	業者範囲	指名業者数																																																																																									
A	町内A・B 町外A	8																																																																																									
B	町内B・A・C 町外A・B	8																																																																																									
C	町内C・B・D・A 町外A・B	6																																																																																									
D	町内D・C	4																																																																																									
工事級	業者範囲	指名業者数																																																																																									
A	村内A・B 村外A	7・6																																																																																									
B	村内B・A・C	6・5																																																																																									
C	村内C・B・D	5・4																																																																																									
D	村内D・C・B	4・－																																																																																									
工事級	業者範囲	指名業者数																																																																																									
A	A・B	8																																																																																									
B	B・C・A	8																																																																																									
C	C・D・B・A	6																																																																																									
D	D・C・B	4																																																																																									
工事級	業者範囲	指名業者数																																																																																									
A	A・B	6																																																																																									
B	B・A・C	6																																																																																									
C	C・B・A・D	5																																																																																									
D	D・C・B	3																																																																																									
管財関係	020507 土地開発公社への加入	十日町地域土地開発公社に加入します。東頸城土地開発公社からは脱退します。		十日町地域土地開発公社		十日町地域土地開発公社			十日町地域土地開発公社			東頸城土地開発公社																																																																															
税 務 関 係	030101 個人住民税の賦課	均等割は標準税率の2,500円とします。 納期は6・8・10・12月の4期とします。		5市町村とも 均等割2,000円 所得割標準税率適用 納期4期		均等割標準税率 (1) 人口50万人以上年額3,000円 (2) 人口5万人以上50万人未満の市年額2,500円 (3) (1) 及び (2) の市以外の市並びに町村年額2,000円 所得割標準税率 ～200万円…3％ ～700万円…8％ 700万円～…10％																																																																																					
	030103 法人住民税の賦課	法人税割の税率を14.7%とします。ただし、合併年度の翌年度から5年間は不均一課税（14.7%を下回る町村においては3年間は据え置き、4年目に13.5%、6年目に14.7%） 構成5市町村内に主の法人がなく、2つ以上の従の法人がある場合には、最大規模の事業所所在地の税率を適用します。		均等割 標準税率適用		均等割 標準税率適用																																																																																					
				法人税割 14.7％		法人税割 13.2％			法人税割 13.5％			法人税割 12.3％			法人税割 12.3％																																																																												

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
税 務 関 係	030107 入 湯 税 の 賦 課	入湯税 宿泊あり 100円 宿泊なし 50円	入湯税 宿泊あり 100円 宿泊なし 50円		入湯税 宿泊あり ー 宿泊なし 50円	入湯税 宿泊あり 100円 宿泊なし 50円	入湯税 宿泊あり 150円 宿泊なし 50円	入湯税 宿泊あり 150円 宿泊なし 100円
	030201	税 率 現行のとおりとします。	税 率 課税標準額の1.4%		十日町市と同じ	十日町市と同じ	十日町市と同じ	十日町市と同じ
	固 定 資 産 税 の 賦 課	納期（十日町市、松之山町と同じ） 5/16～5/31 7/16～7/31 9/16～9/30 11/16～11/30	納 期 5/16～5/31 7/16～7/31 9/16～9/30 11/16～11/30		納 期 4/16～4/30 7/16～7/31 9/16～9/30 11/16～11/30	納 期 4/16～4/30 （基準年は5/16～5/31） 7/16～7/31 9/16～9/30 11/16～11/30	納 期 4/16～4/30 （基準年は5/16～5/31） 7/16～7/31 12/16～12/30 2/16～2/末	納 期 5/16～5/31 7/16～7/31 9/16～9/30 11/16～11/30
	030203 都 市 計 画 税 の 賦 課	現行のとおりとします。 （十日町市のみ適用しています。）	税率 課税標準額の0.17% 納期 5/16～5/31 7/16～7/31 9/16～9/30 11/16～11/30		制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	030204 軽 自 動 車 税 の 賦 課	現行のとおりとします。	課税客体： 原動機付自転車、軽自動車、 小型特殊自動車、 2 輪の小型自動車		税 率： 原付50cc以下 原付90cc以下 原付125cc以下 ミニカー（三輪以上のもの） 軽二輪（側車付のものを含む） 軽三輪 軽四乗用（営） 軽四乗用（自）	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円 2,400円 3,100円 5,500円 7,200円	軽四貨物（営） 軽四貨物（自） 雪上車 小型特殊（乗用型コンバイン） 小型特殊（農耕用）トラクター 小型特殊（その他）1500cc以下 二輪小型（250ccを超えるもの）	3,000円 4,000円 2,400円 1,600円 1,600円 4,700円 4,000円
国 保 関 係	040205 国 民 健 康 保 険 料 の 賦 課	料・税の別 税とします。	料・税の別 料		料・税の別 税	料・税の別 税	料・税の別 税	料・税の別 税
		料（税）率 賦課割合は、医療分は 4 方式、介護分は 2 方式と します。 保険料（税）率は、均一課税方式とします。	料（税）率 医療分（H15）： 4 方式 所得割 6.46％ 資産割 26.20％ 均等割 22,000円 平等割 19,000円 介護分（H15）： 2 方式 所得割 1.00％ 資産割 ー％ 均等割 8,300円 平等割 ー円		料（税）率 医療分（H15）： 4 方式 所得割 5.54％ 資産割 31.00％ 均等割 23,000円 平等割 22,000円 介護分（H15）： 4 方式 所得割 0.69％ 資産割 6.00％ 均等割 6,000円 平等割 3,500円	料（税）率 医療分（H15）： 4 方式 所得割 6.00％ 資産割 29.00％ 均等割 27,000円 平等割 31,000円 介護分（H15）： 4 方式 所得割 0.55％ 資産割 4.37％ 均等割 5,700円 平等割 3,500円	料（税）率 医療分（H15）： 4 方式 所得割 6.00％ 資産割 31.00％ 均等割 20,000円 平等割 20,500円 介護分（H15）： 2 方式 所得割 1.10％ 資産割 ー％ 均等割 8,500円 平等割 ー円	料（税）率 医療分（H15）： 4 方式 所得割 6.50％ 資産割 48.00％ 均等割 22,000円 平等割 23,500円 介護分（H15）： 2 方式 所得割 1.00％ 資産割 ー％ 均等割 9,000円 平等割 ー円
	040212 給 付 内 容	現行のとおりとします。			法定給付及び法定外給付 法定給付のみ実施			
					出産育児一時金 1 件当たり給付額300,000円			
					葬祭費 1 件当たり給付額50,000円			
地 域 福 祉 関 係	050118	結婚祝金は廃止します。	結婚祝金 な し		結婚祝金 な し	結婚祝金 な し	夫婦 1 組 50,000円	結婚祝金 な し
	各 種 祝 い 金 の 支 給	出産祝い金は、第 3 子以上を対象とし、 1 子につ き50,000円を支給します。実施方法等は新市で検 討します。	出産祝金 な し		第 1 ・ 2 子 30,000円 第 3 子以降 50,000円	第 3 子 100,000円 第 4 子以降 150,000円 10年以上の期間、村内に住所 を有する見込みがある者	第 1 ・ 2 子 50,000円 第 3 子以降 70,000円	結婚祝金 な し
	050124 要 援 護 世 帯 除 排 雪 補 助 （ 高 齢 者 世 帯 以 外 ）	助成額は33,000円を限度とします。ただし、豪 雪に伴う対策本部等が設置された場合は、別途考 慮します。	補助限度額 25,000円		1 回当たり 9,600円 3 回限度 28,800円	1 回当たり 9,500円 屋根除雪 4 回限度 家周り 1 回限度 合 計 47,500円 屋根除雪 5 回限度の地区あり	屋根除雪 20,000円 避難路除雪 20,000円 合 計 40,000円	28,000円

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
地域福祉関係	050125 山間地域福祉バス運行費補助	十日町市で実施している山間地域福祉バス運行費補助は現状を継続します。	東下組地区振興会運行バスの助成（週2日以内、1日2回、60%助成上限）		補助による運行 なし	補助による運行 なし	補助による運行 なし	補助による運行 なし
母子児童福祉関係	050207 保 育 料	構成市町村の軽減率の差が大きいことから当分の間現行どおりとします。新市移行後、保育サービスの内容を改善しつつ、保育料の見直しを検討します。	軽減率 25.1% 軽減額 77,771千円 平均保育料 22,069円 20市の中位を目標としている。		31.4%	30.6%	36.5%	49.5%
					27,566千円	14,097千円	9,052千円	13,306千円
					20,630円	19,182円	15,792円	14,868円
					軽減率30～35%を目標としている。			
	050208 保 育 時 間	公立認可保育所は、7:30～18:30の間開所し、生後6か月から受け入れることを目標とします。休日は日曜日、祝日及び12月29日～1月3日とします。	保育時間 7:30～18:30 受入年齢 6か月から 休日 日曜、祝日、12月29日～1月3日		保育時間 7:30～18:00 （千手7:00～19:00） 受入年齢 10か月から （千手2か月から） 休日 十日町市同様	保育時間 7:45～18:15 受入年齢 11か月から 休日 十日町市の他お盆3日間	保育時間 8:30～16:30 受入年齢 12か月から 休日 中里村の他、第2・4土曜日	保育時間 8:30～16:30 受入年齢 6か月から 休日 松代町同様
	050209 希 望 保 育（土曜・年末年始・年度末年度始）	十日町市については現状どおりとします。4町村については、川西町の例に合わせた公立認可保育所を設置することを目標とします。	土曜 第2・4土曜日のみ希望保育 年末年始 希望保育 年度末年度始 通常保育		土曜 千手保育園で毎週1日保育 年末年始 希望保育 年度末年度始 希望保育	土曜 第2・4土曜日のみ希望保育 年末年始 希望保育 年度末年度始 希望保育	土曜 第1・3・5土曜日のみ希望保育 年末年始 実施なし 年度末年度始 実施なし	松代町と同じ
	050210 特 別 保 育 事 業	各地区に延長保育を実施する保育所及び子育て支援の拠点施設を設置することを目標とし、乳児保育、障害児保育、病後児保育についても、保護者のニーズに対応するよう努めます。	私立保育所を中心にほとんどの事業を実施している		延長保育 ・乳児保育 ・障害児保育 ・地域活動	・障害児保育	・延長保育 ・子育て支援センター ・地域活動	取り組みなし
障害者福祉関係	050211 一 時 保 育	十日町市・川西町・松代町の事業は継続します。中里・松之山地区にも一時保育を実施する保育所を設置することを目標とします。保育料は川西町の例により、受入年齢は原則として1歳からとします。	公立7箇所 私立8箇所 へき地7箇所 で実施している。 利用料金はそれぞれ異なる。		千手保育園で実施（利用料金） 1日2,000円 半日1,000円	取り組みなし	松代保育所で実施（利用料金） 1日2,000円	取り組みなし
	050303-1 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 助 成	重度心身障害者医療は県の制度であり、新市においても継続します。松代町が実施している単独費の上乗せ助成は、県事業対象外である療育手帳B所持者の医療負担軽減のため新市においても継続して実施します。ただし精神障害者医療に伴う入通院者は除き、助成額は2分の1とします。	県の制度による助成 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A所持者に助成 単独による助成 な し		十日町市と同じ	十日町市と同じ	十日町市と同じ	十日町市と同じ
	050303-2 精 神 障 害 者 医 療 費 助 成	対象となる医療 精神障害医療 対象となる原因 入院・通院（通院公費対象者） 対象となる経費 入・通院の自己負担額（入院の場合は一般国保・社保の最低の高額療養費24,600円/月以上を自己負担した場合その全額。附加給付金制度のある保険加入者は、附加給付額を除いた自己負担額が24,600円/月以上となった場合その全額とします。） 助成割合 3分の1 助成限度額 10,000円/月 対象者 「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」第5条に規定する者としませんが、老人医療保健加入者は除きます。	対象となる医療 精神障害医療 対象となる原因 入院・通院 対象となる経費 入院・通院の自己負担額 助成割合 10分の3 助成限度額 10,000円/月 対象者 70歳以上、生活保護受給者を除く十日町市に住所を有する精神障害者。 （県の通院公費負担制度の対象者のみ）		対象となる医療 精神障害医療 対象となる原因 入院のみ 対象となる経費 入院の自己負担額 助成割合 3分の1 助成限度額 10,000円/月 対象者 川西町に住所を有する精神障害者で、措置入院の者・生活保護を受けている者・老人医療を受けている者を除く。	対象となる医療 全ての医療 対象となる原因 入院のみ 対象となる経費 入院の自己負担額 助成割合 3分の1 助成限度額 10,000円/月 対象者 精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者で、中毒性精神病者及び知的障害者でない者。	対象となる医療 全ての医療 対象となる原因 入院・通院 対象となる経費 県障の自己負担額を超えた金額 助成割合 10分の10 助成限度額 限度額なし 対象者 療育手帳B所持者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する者。	対象となる医療 精神障害医療 対象となる原因 入院のみ 対象となる経費 入院の自己負担額 助成割合 3分の1 助成限度額 限度なし 対象者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する者。生活保護世帯・通院公費負担該当者及び老人医療保健該当者（通院のみ）は除く。
					なし	なし	療育手帳B所持者に助成	なし

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
障 害 者 福 祉 関 係	050305-1 障 害 者 福 祉 タ ク シ ー	対象者 身体障害者手帳1・2級、3級の一部（視覚、下肢、体幹、内臓）及び療育手帳A所持者	対象者 身体障害者手帳1～2級と3級の一部（視覚障害と肢体不自由「上肢不自由を除く」及び内部障害）の者		対象者 身体障害者手帳1～3級ただし、下肢障害及び体幹障害以外は1～2級	対象者 身体障害者手帳1～3級ただし、下肢障害及び体幹障害以外は1～2級	対象者 身体障害者手帳1～3級ただし、下肢障害及び体幹障害以外は1～2級	対象者 身体障害者手帳1から3級、療育手帳A・B及びこれに準ずる者で町長が必要と認めた者に対して利用料を助成する
		助成の方法（助成額） 川西町の例による定率助成方式（人工透析者は除く）	助成の方法（助成額） タクシーの基本料金610円（迎えを依頼した場合100円プラス）の助成券を1冊（12枚綴り）		助成の方法（助成額） タクシー1回の利用につき、利用料金の50％を助成する。ただし、利用料金の50％相当額の金額が2,000円を超えるとき、その助成額は2,000円を限度とする。	助成の方法（助成額） タクシーの基本料金610円（迎えを依頼した場合100円プラス）の助成券を1冊（12枚綴り）	助成の方法（助成額） 1人につき年間700円券を12枚交付（金券として、1回の乗車で何枚使用してもよい）	助成の方法（助成額） 1人につき年間700円券を12枚交付（金券として、1回の乗車で何枚使用してもよい。ただし、使用範囲は町内及び松代駅まで）
	050305-2 障 害 者 通 所 交 通 費	全障害者を対象とし、公共交通機関を利用して通所する者に対し、自己負担額の3分の1を助成します。	精神障害者で公共交通機関を利用して通所する者に対し、自己負担額の2割を助成		精神障害者で公共交通機関を利用して通所する者に対し、自己負担額の3割を助成	精神障害者で公共交通機関を利用して通所する者に対し、交通費実費の4割相当を助成	全障害者を対象とし、助成額は、片道交通費より100円を控除した額（ただし、補助限度額は片道100円）	全障害者を対象とし、公共交通機関の利用料の半額を助成（H15から1/3助成）
	050305-3 通 院 交 通 費 （人工透析）	小千谷総合病院十日町診療所を起点に通院距離に応じた助成（5km未満：1,000円/月、10km未満：1,500円/月、15km未満：2,000円/月、15km以上：2,500円/月）と、川西町の例による福祉タクシー利用券24枚交付と、いずれか一方を選択できることとします。	福祉タクシー利用券を交付		福祉タクシー利用券を交付	地区ごとに月額を指定（4通り）し、月額2,400円、2,800円、3,200円、3,600円を支給	福祉タクシー利用券を交付	福祉タクシー利用券を交付
	050325 老 人 施 設 相 互 利 用 （デイ・ショート）	十日町市、川西町の例により事業を継続し、委託事業者は新市で調整します。	県の指導に準拠（支援費単価を使用） 4施設で実施		県の指導に準拠（支援費単価を使用） 1施設で実施	村独自の制度（介護保険単価を使用） 1施設で実施	実施なし	実施なし
	050327 重度心身障害児 者紙おむつ助成	十日町市の例により事業を継続します。	対象者 65歳未満、身障1・2級 膀胱直腸機能障害 療育手帳所持者		要介護度1以上 身障手帳所持者 療育手帳所持者	要介護度2以上 身障手帳所持者 療育手帳所持者	な し	な し
			助成限度額 生計中心者の住民税 非課税：月額8,000円 課 税：月額4,000円		住民税 非課税：月額6,200円 課 税：月額3,100円	住民税 非課税：月額8,000円 課 税：月額4,000円	な し	な し
	050405-3 介護手当の支給 （障害者）	月額5,000円とし、十日町市の制度を例に要綱を制定します。 現受給者は支給対象者として継続します。	対象、手当月額 ・65歳未満居宅において6か月以上仰臥し、日常生活において常時介護を必要とする者の介護者（重度身体障害者含む） ・月額5,000円		老人介護保険判定 基準により該当 要介護1=3,000円 要介護2=4,000円 要介護3=5,000円 要介護4=6,000円 要介護5=7,000円	老人介護保険判定 基準により該当 要介護2・3= 5,000円 要介護4・5=10,000円	制度なし	制度なし
高 齢 福 祉 関 係	050405-2 介護手当の支給 （高齢者）	在宅要介護3～5の介護者に月額5,000円を支給します。 合併後3年を目処に見直します。	対象、手当月額 ・居宅において6か月以上仰臥し、日常生活において常時介護を必要とする者の介護者 ・月額5,000円		介護保険認定者 要介護1=3,000円 要介護2=4,000円 要介護3=5,000円 要介護4=6,000円 要介護5=7,000円	介護保険認定者 要介護2・3= 5,000円 要介護4・5=10,000円	介護保険認定者 要介護3 =5,000円 要介護4・5=8,000円	制度なし
	050409 配 食 サ ー ビ ス	週5日を限度に実施します。 利用者負担額を含め、実施方法は新市で検討します。（国県補助制度が変更となり、配食サービスのみの事業は、補助対象から外れたため、大幅な見直しが必要になった。）	配食回数 週5回限度 利用者負担金 1食400円		週7回限度 1食300円	週1回限度 1食200円	週1回限度 1食200円	週2回限度 1食300円
	050415 自立型ホームヘルプサービス	十日町市の制度を適用します。	在宅のひとり暮らし高齢者等で、家事援助を必要とする高齢者世帯へホームヘルパーを派遣。負担あり		在宅高齢者で、介護保険制度施行以前に要介護認定を受け、自立と判定された方で家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣。負担あり	十日町市と同じ	十日町市と同じ	制度なし

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状
高 齢 福 祉 関 係	050415 病 院 （ 通 院 ） 付 き 添 い	十日町市の制度を適用します。	市民税均等割り以下の1人暮らし等の通院困難者が対象。負担あり。
	050415 要 援 護 老 人 世 帯 除 雪 援 助 （低所得世帯）	助成額は33,000円を限度とします。豪雪に伴う対策本部等が設置された場合は、別途考慮します。対象者の条件は新市で検討します。	自力での除雪が不可能な65歳以上の高齢者世帯で、手伝う親族や市内に子供のいない者の住宅屋根、避難路対象。重機使用は対象外 限度額 25,000円
	050415 集 落 安 心 づ く り 事 業	松代町の集落安心づくり事業は、継続します。ただし、新市において見直しを行います。	
	050421 老 人 ク ラ ブ 助 成	地区老人クラブについては、1人あたり750円を助成します。 老人クラブ連合会に対する助成金は1人当たり250円とし、事業委託も取り入れます。	地区老人クラブ助成 会員数29人以下 24,000円 会員数30～44人 28,800円 会員数45人以上 48,360円
			老人クラブ連合会事業委託方式 H13 1,633千円
	050423 敬 老 会 助 成	敬老会主催団体に対し、75歳以上を対象に1人当たり1,400円を助成します。	対象、助成額 75歳以上1人 1,400円
	050425-1 敬 老 祝 い 金 品 （対象者及び内容）	満88歳に10,000円を、満100歳に100,000円を贈ります。	88歳 10,000円 100歳 50,000円と 記念写真
	050431 社会福祉法人事業サービス低所得利用者負担対策（介護保険事業者が低所得者の介護保険利用者負担を軽減した場合の助成）	十日町市の制度に合わせます。 （利用者には十日町市の収入要件が一番有利です）	対象者 ①市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者 ②利用者負担が減免されなければ生活保護受給者となってしまう者 ③その他市民税世帯非課税者であって、上記に準ずると市長が認めた者（収入要件あり）
	050432 高 齢 者 等 の 生 活 支 援 （外出支援）	・松代町の車輛貸し出しは新市に引き継ぎます。車輛の保管場所は現松代町とします。 ・松代町、松之山町で実施の、タクシー券交付は、要介護度3以上を対象に松之山町の制度を全市に適用します。 ・その他のバスは、010226「生活交通の確保」参照	制度なし
	050432 高 齢 者 等 の 生 活 支 援 （心配事相談）	在宅介護支援センターや無料法律相談等あるため、心配事相談事業を廃止します。	社会福祉協議会へ委託

各 市 町 村 現 況 概 要			
川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
自力での除雪が不可能な65歳以上の高齢者世帯で、手伝う親族や町内に子供のいない者の住宅屋根のみ対象。重機使用は対象外 1回当たり 9,600円 3回限度 28,800円	自力での除雪が不可能な65歳以上の高齢者で、手伝う親族がいない世帯の住宅屋根、家周り対象 1回当たり 9,500円 屋根除雪 4回限度 家周り 1回限度 合 計 47,500円 屋根5回の地区あり	自力で除雪作業ができない要援護老人世帯で、町内に子どものいない者の住宅屋根及び避難路対象 屋根除雪 20,000円 避難路除雪 20,000円 合 計 40,000円	自力での除雪が不可能な65歳以上の高齢者世帯で、手伝う親族や町内に子供のいない者の住宅屋根及び避難路対象 28,000円
障害者、高齢者などを、居住する地域全体で見守り、生活支援するための組合など（集落全戸のおおむね80％以上または25戸以上加入し、会費を徴収する組合）を設置した集落を対象とし、除雪道路から玄関までの全戸除雪及び弱者安否確認事業を委託する。		松代町のみ 1地区 100,000円	
1クラブ 10,000円+（会員数×360円） へき地老人クラブは30,000円	1クラブ57,600円	1クラブ 20,000円+（会員数×450円）	会員数39人以下 30,000円 会員数40人以上 50,000円
助成方式 460千円	助成方式 889千円	助成方式 H15 360千円	助成方式 300千円
対象、助成額 75歳以上1人 2,000円	75歳以上で村主催 1人 1,290円	自主運営、助成なし	自主運営、助成なし
77歳 記念祝賀会 88歳 記念品 (5,000円) 100歳 100,000円	88歳 記念品 (2,500円相当) 100歳 100,000円	77歳 祝電、記念品 88歳 祝電、賞状、記念品 95歳 賞状、記念品 (3～5,000円) 100歳 200,000円 金婚・ダイヤモンド婚 祝状、アルバム	88歳 10,000円 タオル 99歳以上 30,000円 タオル
十日町市と同じ （収入要件あり）	十日町市と同じ （収入要件あり）	十日町市と同じ （収入要件と資産要件あり）	十日町市と同じ （収入要件と資産要件あり）
制度なし	路線バスのない4集落へ週1回2往復タクシー運行	・介護車輛（車椅子リフト仕様の軽自動車）の貸し出し ・介護認定者通院タクシー券（料金の半額以下）の交付	・公共交通機関を利用することが困難な者に対して、週2日通院等の送迎を無料で実施。 ・介護保険認定者にタクシー券（700円券12枚つづり）を給付
社会福祉協議会で実施	十日町市と同じ	十日町市と同じ	実施なし

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状	各 市 町 村 現 況 概 要																																											
				川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町																																								
高 齢 福 祉 関 係	050432 高 齢 者 等 の 生 活 支 援 (訪 問 理 美 容 サ ー ビ ス)	在宅の要介護 3 以上を対象に出張料 1 回2,000円、 年 2 回を限度に助成します。	制度なし		制度なし	出張料を村で負担	制度なし	出張料の助成 1 回3,000円、年 4 回限度（ 1 回300円と理美容代を本人負 担）																																							
	050502 介 護 保 険 料 の 基 準 月 額 ・ 納 期	介護保険料は、合併時に統一します。 普通徴収は、毎月納付とします。	H15からの基準月額 3,300円		H15からの基準月額 2,900円	H15からの基準月額 2,906円 (特別給付なし)	H15からの基準月額 3,000円	H15からの基準月額 3,360円																																							
	050507 介 護 保 険 特 別 給 付 (紙 お む つ 支 給)	法定給付のみとし、特別給付は廃止します。 ただし、おむつ等購入費支給事業は一般会計で措 置し、住民税課税世帯は月額3,000円、同非課税 世帯は月額6,000円とします。	紙おむつ支給 限度額 6,000円/月		低所得者の居宅サービス利用者負 担の 5 割軽減 紙おむつ支給は一般会計 課税世帯 3,100円 非課税世帯 6,200円	特別給付なし 紙おむつ支給は一般会計 所得税課税世帯 月4,000円 所得税非課税世帯月8,000円	紙おむつ支給 限度額10,000円の90%	紙おむつ支給 限度額 7,000円																																							
	050523 介 護 保 険 料 の 独 自 減 免 制 度	十日町市、松代町、松之山町の制度に合わせます。	減免割合 保険料第 1 段階 保険料の1/2 保険料第 2 段階 保険料の1/3 対象条件 (1) 世帯の収入が生活保護基準以下 (2) 市民税課税者の扶養を 受けていないもの (3) 活用できる資産等を有しないもの		減免なし	減免なし	十日町市と同じ	十日町市と同じ																																							
介 護 保 険 関 係	050530 介 護 施 設 等 の 状 況 、 増 床 計 画	安易な増床は、そのまま介護保険料の高騰につな がることから、積極的に情報公開を行い、住民の 理解を得た上で増床を検討します。	<table><tr><td>施設種別</td><td>施設名</td><td>入所定員（通所定員）</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">特別養護老人ホーム</td><td>三 好 園</td><td>100 (36)</td><td></td></tr><tr><td>あかね園</td><td>30 (18)</td><td></td></tr><tr><td>七 川 荘</td><td>50 (10)</td><td rowspan="3">みよし園：50床増床中 あかね園：36床増床申請中 レインボーヴィラ清津：入所20床、通所14床増床中</td></tr><tr><td>ほくほくの里</td><td>50 (10)</td></tr><tr><td>不 老 閣</td><td>50 (10)</td></tr><tr><td rowspan="2">老人保健施設</td><td>きたはら</td><td>100 (10)</td><td rowspan="3">※国の施設整備参酌基準 圏域高齢者数約18,000人×3.5%＝630人</td></tr><tr><td>レインボーヴィラ清津</td><td>80 (6)</td></tr><tr><td rowspan="2">療養医療施設</td><td>希望の里松寿園</td><td>100 (30)</td><td></td></tr><tr><td>中 条 病 院</td><td>14</td><td></td></tr><tr><td></td><td>上 村 病 院</td><td>61</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>10施設</td><td>635 (130)</td><td></td></tr></table>						施設種別	施設名	入所定員（通所定員）		特別養護老人ホーム	三 好 園	100 (36)		あかね園	30 (18)		七 川 荘	50 (10)	みよし園：50床増床中 あかね園：36床増床申請中 レインボーヴィラ清津：入所20床、通所14床増床中	ほくほくの里	50 (10)	不 老 閣	50 (10)	老人保健施設	きたはら	100 (10)	※国の施設整備参酌基準 圏域高齢者数約18,000人×3.5%＝630人	レインボーヴィラ清津	80 (6)	療養医療施設	希望の里松寿園	100 (30)		中 条 病 院	14			上 村 病 院	61		計	10施設	635 (130)	
	施設種別	施設名	入所定員（通所定員）																																												
	特別養護老人ホーム	三 好 園	100 (36)																																												
		あかね園	30 (18)																																												
七 川 荘		50 (10)	みよし園：50床増床中 あかね園：36床増床申請中 レインボーヴィラ清津：入所20床、通所14床増床中																																												
ほくほくの里		50 (10)																																													
不 老 閣		50 (10)																																													
老人保健施設	きたはら	100 (10)	※国の施設整備参酌基準 圏域高齢者数約18,000人×3.5%＝630人																																												
	レインボーヴィラ清津	80 (6)																																													
療養医療施設	希望の里松寿園	100 (30)																																													
	中 条 病 院	14																																													
	上 村 病 院	61																																													
計	10施設	635 (130)																																													
保 健 衛 生 関 係	050611 幼 児 医 療 費 助 成 (県 補 助 事 業)	県補助要綱どおり実施します。	<table><tr><td>通 院</td><td>満 1 歳に達した月の翌月から、満 3 歳に達した月の末日まで対象</td><td></td></tr><tr><td>入 院</td><td>満 1 歳に達した月の翌月から、満 4 歳に達した月の末日まで対象 (県補助要綱は、入院、通院とも所得による制限あり)</td><td></td></tr></table>						通 院	満 1 歳に達した月の翌月から、満 3 歳に達した月の末日まで対象		入 院	満 1 歳に達した月の翌月から、満 4 歳に達した月の末日まで対象 (県補助要綱は、入院、通院とも所得による制限あり)																																		
	通 院	満 1 歳に達した月の翌月から、満 3 歳に達した月の末日まで対象																																													
	入 院	満 1 歳に達した月の翌月から、満 4 歳に達した月の末日まで対象 (県補助要綱は、入院、通院とも所得による制限あり)																																													
	050611 幼 児 医 療 費 助 成 (市 町 村 単 独 事 業)	中里村の制度に合わせます。 (十日町市、川西町とも平成15年度から通院の対 象年齢が中里村と同じになりました)	<table><tr><td>通 院</td><td>H15から中里村と同じ (所得による制限あり)</td><td></td></tr><tr><td>入 院</td><td>中里村と同じ (所得による制限あり)</td><td></td></tr></table>	通 院	H15から中里村と同じ (所得による制限あり)		入 院	中里村と同じ (所得による制限あり)			<table><tr><td>通 院</td><td>H15から中里村と同じ (所得による制限なし)</td><td></td></tr><tr><td>入 院</td><td>中里村と同じ (所得による制限なし)</td><td></td></tr></table>	通 院	H15から中里村と同じ (所得による制限なし)		入 院	中里村と同じ (所得による制限なし)		<table><tr><td>通 院</td><td>満 4 歳に達した月の末日まで (所得による制限なし)</td><td></td></tr><tr><td>入 院</td><td>満 4 歳に達した月の翌月か ら、満 6 歳に達した以後の最 初の 3 月末日まで (所得による制限なし)</td><td></td></tr></table>	通 院	満 4 歳に達した月の末日まで (所得による制限なし)		入 院	満 4 歳に達した月の翌月か ら、満 6 歳に達した以後の最 初の 3 月末日まで (所得による制限なし)		<table><tr><td>通 院</td><td>県幼の所得制限者 (所得による制限なし)</td><td></td></tr><tr><td>入 院</td><td>中里村と同じ幼児及び県幼の 所得制限者 (所得による制限なし)</td><td></td></tr></table>	通 院	県幼の所得制限者 (所得による制限なし)		入 院	中里村と同じ幼児及び県幼の 所得制限者 (所得による制限なし)		<table><tr><td>通 院</td><td>な し</td><td></td></tr><tr><td>入 院</td><td>中里村と同じ (所得による制限あり)</td><td></td></tr></table>	通 院	な し		入 院	中里村と同じ (所得による制限あり)										
通 院	H15から中里村と同じ (所得による制限あり)																																														
入 院	中里村と同じ (所得による制限あり)																																														
通 院	H15から中里村と同じ (所得による制限なし)																																														
入 院	中里村と同じ (所得による制限なし)																																														
通 院	満 4 歳に達した月の末日まで (所得による制限なし)																																														
入 院	満 4 歳に達した月の翌月か ら、満 6 歳に達した以後の最 初の 3 月末日まで (所得による制限なし)																																														
通 院	県幼の所得制限者 (所得による制限なし)																																														
入 院	中里村と同じ幼児及び県幼の 所得制限者 (所得による制限なし)																																														
通 院	な し																																														
入 院	中里村と同じ (所得による制限あり)																																														
050612 乳 児 医 療 費 助 成 (県 補 助 事 業)	県補助事業として、継続します。	出生日から満 1 歳に達した月の末日までの乳児を対象																																													
050631 小 中 学 生 入 院 医 療 費 助 成	中里村の制度を全市で継続します。ただし、所得 制限を設けます。	制度なし		制度なし	小学生及び中学生の入院医療費 を助成。 自己負担金 1 日1,200円 所得制限 な し	制度なし	制度なし																																								

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
医療関係	050704 国民健康保険診療所	現状のまま新市に引き継ぎます。 診療体制は、合併後３年をめどに見直しを図ります。	国保診療所 な し		国保険診療所 １	国保診療所（内科） １ 国保診療所（歯科） １	国保険診療所 １	国保険診療所 １
農業委員会関係	060103 農業委員会数・選挙委員数・任期	新市においては一つの農業委員会とします。 合併特例法の選挙委員在任特例により、合併後１年以内の在任をすることとします。 その後の選挙においては、選挙委員総数40人とし、５市町村ごとの選挙区及び十日町市の複数選挙区を残し、十日町市13人、川西町９人、中里村７人、松代町６人、松之山町５人とします。	委員会数：１ 選挙による委員数：20人 任 期：３年 選挙区数：５選挙区 有権者数：5,341人 農地面積：4,149ha 基準農業者数：2,899世帯		委員会数：１ 選挙による委員数：17人 任 期：３年 選挙区数：１選挙区 有権者数：2,117人 農地面積：1,559ha 基準農業者数：1,327世帯	委員会数：１ 選挙による委員数：16人 任期：３年 選挙区数：１選挙区 有権者数：1,630人 農地面積：1,480ha 基準農業者数：989世帯	委員会数：１ 選挙による委員数：10人 任期：３年 選挙区数：１選挙区 有権者数：1,307人 農地面積：936ha 基準農業者数：780世帯	委員会数：１ 選挙による委員数：10人 任期：３年 選挙区数：１選挙区 有権者数：1,185人 農地面積：831ha 基準農業者数：624世帯
	060107 選任による農業委員の選定	農委法12条の規定により、１号委員は「農業協同組合」及び「農業共済組合」の推薦による各々１人とします。 ２号委員は５人とし、議会の推薦による「学識経験を有する者」は、５市町村から各々１人とします。	選任による委員数 １号委員：２人 農協１人、 農業共済組合１人 ２号委員：３人 学識経験者 （農業に関係の深い女性）		選任による委員数 １号委員：２人 農協１人、 農業共済組合１人 ２号委員：２人 学識経験者 （町議会議員）	選任による委員数 １号委員：２人 農協１人、 農業共済組合１人 ２号委員：２人 学識経験者（元農協参事、専業農業者）	選任による委員数 １号委員：１人 農協１人 ２号委員：２人 学識経験者 （町議会議員）	選任による委員数 １号委員：１人 農協１人 ２号委員：１人 学識経験者 （町議会議員）
農政関係	060205 農業事業関係の補助（農業施設整備関係）	新市においても農業振興を推進することとし、地域性等を考慮し、国県の上乗せ補助は５～10％の補助率を基本として限度額を設けて交付要綱等を定めることとします。単独事業は50％以内とし限度額を設けて交付要綱等を定めることとします。ふれあいセンター整備事業については松代町・松之山町の整備がほぼ終了していることから、十日町市・川西町・中里村の例により、事業主体を集落とし、補助率は十日町市の例に統一します。ただし、合併時旧５市町村で計画中のものは現在の制度のまま新市に引き継ぐこととします。	1.国県補助事業 ①上乗せ補助（実績） ５％ ②ふれあいセンター 集落が主体で整備している （５％を補助） 2.市町村単独補助 30％以内（例）		1.国県補助事業 ①上乗せ補助（実績） 東部：５％ 西部：10％ ②ふれあいセンター 集落が主体で整備している 2.市町村単独補助 30～50％以内	1.国県補助事業 ①上乗せ補助（実績） ５～16％以内 ②ふれあいセンター 集落が主体で整備している 2.市町村単独補助 30～50％以内	1.国県補助事業 ①上乗せ補助（実績） 15～20％以内 ②ふれあいセンター 町が主体で整備 （負担金1戸1万円） 2.市町村単独補助 20％助成 （組合等の事業を対象）	1.国県補助事業 ①上乗せ補助（実績） 10％以内 ②ふれあいセンター 町が主体で整備 （負担金1戸6万円） 2.市町村単独補助 制度なし
	060222 団体営農業農村整備事業	生産基盤整備型事業に対して、地域性を考慮した５～10％以内の上乗せ補助を基本とします。ただし、継続事業については現行のとお引き継ぐこととします。 また、公共性の高い生活環境基盤整備型事業に対しては、新市において整備することを基本とします。	負担割合（実績） ①生産基盤整備型 国 55.0％ 県 17.5％ 市町村 5.0％ 地元 22.5％ ②生活環境基盤整備型 地元負担なし		負担割合（実績） ①生産基盤整備型 国 55.0％ 県 17.5％ 市町村 0.0％ 地元 27.5％ ②生活環境基盤整備型 地元負担なし	負担割合（実績） ①生産基盤整備型 国 55.0％ 県 17.5％ 市町村 5.0％ 地元 22.5％ ②生活環境基盤整備型 地元負担なし	負担割合（実績） ①生産基盤整備型 国 55.0％ 県 17.5％ 市町村 0.0％ 地元 27.5％ ②生活環境基盤整備型 地元負担なし	負担割合（実績） ①生産基盤整備型 国 55.0％ 県 17.5％（20％） 市町村15.0％（12.5％） 地元 12.5％ ②生活環境基盤整備型 地元負担なし
	060224 市町村単独土地改良事業	単独補助事業の補助率は、限度額を定めたくうえで、地域性を考慮し、30～50％以内とします。また、公共性の高い事業については、新市において整備することを基本とします。採択基準は、原則国県事業に該当しない事業で、詳細は新市において規定します。	採択要件 原則２戸以上 補助率（例） ①ほ場30％ ②農道 農用地40％ 区域外30％ 対象事業費 100万円以下		採択要件 １戸から 補助率（例）①ほ場50％ ②農道50％ 対象事業費 100万円以下	採択要件 １戸から 補助率（例）①ほ場30％ ②農道 直払外50％ 直払地40％ 対象事業費 100万円以下	採択要件 １戸から 補助率（例） ①ほ場50％ ②農道50％ 対象事業費 100万円以下	採択要件 １戸から 補助率（例） ①ほ場50％ ②農道50％ 対象事業費 100万円以下
	060224 国県農業農村整備事業	農水省農村振興局長通達の国県営事業における地方公共団体の負担割合（ガイドライン）以内を原則とし、特別の理由がある場合に限り、地域性を考慮した上乗せ補助を新市において考慮します。ただし、継続事業については現行のとお引き継ぐこととします。	上乗せ補助の状況 ・上乗せ１件 ・その他はガイドラインどおり		上乗せ補助の状況 ・上乗せ１件 ・削減２件 ・その他はガイドラインどおり	上乗せ補助の状況 ・上乗せ１件 ・削減２件 ・その他はガイドラインどおり	上乗せ補助の状況 ・全てガイドラインどおり	上乗せ補助の状況 ・全てガイドラインどおり

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
農 政 関 係	060234 農 地 農 業 施 設 災 害 復 旧	団体営国庫災害事業に対し、川西町の例により地元負担を農地災害５％以内、施設災害３％以内とします。単独災害補助については、松代町の例により地元負担を50％以内とし、農地災害については限度額を規定します。	1.国庫災害補助 ①基本制度 国 50.0％ 市町村 30.0％ 地元 20.0％ ②補助率増嵩後実績（３年間） 国 77.4％ 市町村 13.5％ 地元 9.1％ ③地元負担の考え方 補助残を市３、地元２で按分 2.単独災害補助 ①負担割合 市町村 50.0％ 地元 50.0％ ②対象災害 農用施設のみ		1.国庫災害補助 ①基本制度 国 50.0％ 市町村 45.0％ 地元 5.0％ ②補助率増嵩後実績（３年間） 国 56.1％ 市町村 38.9％ 地元 5.0％ ③地元負担の考え方 地元負担を5％に固定 2.単独災害補助 制度なし	1.国庫災害補助 ①基本制度 国 50.0％ 市町村 25.0％ 地元 25.0％ ②補助率増嵩後実績（３年間） 国 66.4％ 市町村 10.1％ 地元 23.5％ ③地元負担の考え方 補助率増高分をまず村分に充当 2.単独災害補助 ①負担割合（農地） 市町村 30.0％ 地元 70.0％ ②対象災害 農地・施設	1.国庫災害補助 ①基本制度 国 50.0％ 市町村 30.0％ 地元 20.0％ ②補助率増嵩後実績（３年間） 国 50.0％ 市町村 38.3％ 地元 11.7％ ③地元負担の考え方 国費と町起債相額の残分が地元 2.単独災害補助 ①負担割合 市町村 50.0％ 地元 50.0％ ②対象災害 農地・施設	1.国庫災害補助 ①基本制度 国 50.0％ 市町村 0.0％ 地元 50.0％ ②補助率増嵩後実績（３年間） 国 85.2％ 市町村 0.0％ 地元 14.8％ ③地元負担の考え方 町負担なし 2.単独災害補助 ①負担割合 市町村 65.0％ 地元 35.0％ ②対象災害 農地・施設
	060254 県 単 土 地 改 良 事 業	県単事業に対しては、その地形等の地域性を考慮し、５～15％の上乗せ補助を基本とします。ただし、公共性の高い事業は現在の５市町村同様、新市において整備することを基本とします。	生産基盤整備型 県50.0％（例） 市町村5.0％ 地元45.0％ 生活環境基盤整備型 地元負担なし		生産基盤整備型 県 50.0％（例） 市町村 30.0％（仙田） 15.0％（その他） 地元 20.0％ 35.0％（その他） 生活環境基盤整備型 地元負担なし	生産基盤整備型 近年の事例なし 生活環境基盤整備型 地元負担なし	生産基盤整備型 県 50.0％（例） 市町村 15.0％ 地元 35.0％ 生活環境基盤整備型 地元負担なし	生産基盤整備型 県 50.0％（例） 市町村 10～15％ 地元 35～45％ 生活環境基盤整備型 地元負担なし
商 工 労 働 関 係	070108 定 住 促 進 関 連 事 業	新規就労者報奨金等は廃止します。 就職ガイダンスや情報誌配布等は希望者を対象に継続します。	新潟館「ネスパス」で市内企業参加による就職面接会開催 ・ハローワークへのＵターン登録の取次ぎ		・越後かわにし悠々生活ガイド （Ｉ・Ｊ・Ｏ・Ｕターン情報誌） 発行	・就職ガイダンス、情報誌配布 はない	・新規就労者報奨金制度あり ・松代高校卒業生にＵＩターン 情報誌郵送	・新規就労者、ＵＩターン者奨 励金制度あり ・事業所等による県外での求人 活動経費補助制度あり
観 光 ・ リ ゾ ー ト 関 係	070204 観 光 協 会 並 び に 観 光 協 会 へ の 補 助 金	合併時、既存の観光協会は現状維持とします。補助金等については、現行事業と新市の関係を見直した上で算定し直すこととします。	会費（1口当たり） 団 体：50,000円 事業所：5,000円 個 人：1,000円 予算規模 24,230千円 内市委託料 19,500千円		会 費 事業所 5,000円 個 人 2,000円 予算規模 2,439千円 内町委託料及び補助金 1,000千円	会費（１口当たり） 事業所 5,000円 個 人 3,000円 予算規模 2,187千円 内村補助金 1,500千円	会費（１口当たり） 観光関連法人 30,000円 法人事業所 20,000円 個人事業所 10,000円 個人 3,000円 予算規模 4,143千円 内町補助金 3,200千円	会 費 日観連旅館 35,000円 その他旅館 27,000円 観光関連企業 22,000円 その他業者 12,000円 一般会員 3,000円 予算規模 8,970千円 内町委託料及び助成金 6,358千円
	080136 道 路 工 事 分 担 金 の 取 り 扱 い	道路工事分担金は徴収しないこととします。	分担金制度なし		町道の新設・改良・舗装工事に 係る分担金 ・東部地区：事業費の５％ ・西部地区：事業費の２％ （上限１世帯１万円） 政策的道路は徴収していない。	幹線村道新設改良 土木費の３％ 支線村道新設改良 ６％ 舗装（アスファルト）10％ 主要河川工事 ５％ その他河川工事 ７％ 平成元年以降適用なし	分担金制度なし	分担金制度なし
克 雪 利 雪 関 係	080208-1 町 内 委 託 除 雪	合併前と同様に地区住民と協働して効率的な除雪を行い、４町村については原則として住民負担は求めないこととします。ただし、個人に起因する除雪は相応な負担を求めることとし、十日町市については現在の負担率の３分の２相当の負担（平場20％・中間地13％・山間地3％）とします。合併後５年を目処に十日町市の負担を含め、個人に起因する除雪について統一した負担法方法を検討します。	委託路線数及び延長 724路線 延長121.9km 委託町内数 273町内 委託費率 平 場 住民負担30％ 中間地 住民負担20％ 山間地 住民負担５％		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
克雪利雪関係	080210 消雪パイプ除雪	井戸新設、掘換え、修繕及び冬期間の電気料は原則として全額新市の負担とします。ただし、受益者が明確である夏期使用の電気料は全額受益者負担とします。十日町市の「地下水の取水を規制する地域区分の第一種地域」に限定して、冬期間の電気料は現行のとおり取り扱うものとします。消雪パイプ整備に伴う P & P 事業は継続します。	整備に伴う地元負担 公共：工事費の16% 単独：工事費の20% P&P：工事費の50% 維持管理費の地元負担 電気料 冬季（10～3月） 使用料の一部 夏季（4～11月） 基本料：50% 使用料：100%		整備に伴う地元負担 東部：工事費の5% 西部：工事費の2% （上限：1万円/世帯） 維持管理費の地元負担 電気料 地元負担なし	整備に伴う地元負担 地元負担なし 維持管理費の地元負担 電気料 地元負担なし	町道消雪パイプの設置なし	町道消雪パイプの設置なし
	080214 流雪溝整備の受益者負担	合併時は現行どおりとし、都市計画税徴収区域外の施設整備については住民負担を求めることとします。基準は合併後5年を目処に検討します。	整備に伴う地元負担 国庫補助20% 市単独 20% P & P 50%		整備に伴う地元負担 東部：工事費の5% 西部：工事費の2% （上限：1万円/世帯）	村道に付帯する流雪溝なし	町道に付帯する流雪溝なし	町道に付帯する流雪溝なし
	080238 克雪住宅整備の助成	克雪住宅協調整備事業 新潟県の補助制度が継続する間は現状維持とし、その後は新市において検討します。	対 象：融雪、耐雪式住宅 補助上限：44万円		対 象：融雪、耐雪式住宅 補助上限：44万円	対 象：融雪、耐雪式住宅 補助上限：44万円	対 象：融雪、耐雪、 落雪式住宅 補助上限：44万円 （落雪は33万円）	対 象：融雪、耐雪、 落雪式住宅 補助上限：44万円 （耐雪、落雪式は33万円）
		克雪住宅資金貸付 川西町の例を参考にして、貸付条件等は金融機関と協議して決めます。	対 象：融雪、耐雪、落雪式住宅 限度額：500万円 利 率：年2.4%		対 象：融雪、耐雪、 落雪式住宅 限度額：600万円 （落雪式は400万円） 利 率：年1.5% （落雪式は2.0%）	新規貸付なし	対 象：融雪、耐雪、 落雪式住宅 限 度 額：300万円 利 率：年3.0%	貸付制度なし
		克雪住宅の集団的整備事業 現状維持とします。	協定を締結した対象地区		十日町市と同じ	制度なし	制度なし	制度なし
		松之山町持家住宅改良資金利子補助金 継続分のみとし新規受付はしないこととします。	制度なし		制度なし	制度なし	制度なし	H12で新規受付終了
上水道関係	090104 水道加入金	新規給水者の加入金制度を導入することとし、加入金の額は十日町市の例を基本として統一します。十日町市の減免規定は廃止します。給水装置工事は、需要者が負担・施工することに統一します。	加入金の額 φ20mm86,000円 口径により金額が違います。 減免措置 未普及地への新規事業の場合は、一律1戸1万円として加入金を減免している。 給水工事 需要者が負担・施工する。		加入金の額 φ20mm165,000円 口径により金額が違います。 減免措置 なし 給水工事 需要者が負担・施工する。甲止栓（官民界）までの工事を町が行う。	加入金の額 φ20mm100,000円 口径により金額が違います。 減免措置 なし 給水工事 需要者が負担・施工する。	加入金の額 φ20mm130,000円 口径により金額が違います。 減免措置 なし 給水工事 需要者が負担・施工する。	加入金制度なし
	090106 水道使用料金	新市移行時、中里村を除く4市町を十日町市の使用料の例に統一します。未普及地の解消に努めつつ、中里村を含め5年後に使用料を調整します。	口径別料金表を使用 一般家庭（φ13mmで20㎡/月の場合）の使用料金：3,500円（税別）		用途別料金表を使用 一般家庭（φ13mmで20㎡/月の場合）の使用料金：4,000円（税別）	単一の料金表を使用 一般家庭（φ13mmで20㎡/月の場合）の使用料金：2,600円（税別）	用途別料金表を使用 一般家庭（φ13mmで20㎡/月の場合）の使用料金：4,200円（税別）	用途別料金表を使用 一般家庭（φ13mmで20㎡/月の場合）の使用料金：4,600円（税別）
	090108 水道料金の減免基準	新市移行時、十日町市の例を基本として統一します。ただし、冬期間検針をしない箇所については現在の4町村の例によります。松代町・松之山町の65歳以上の独居老人に対する減免制度は、新市移行3年を目処に廃止します。	漏水の減免 使用者が生活保護世帯等で無い限り減免しない。ただし、簡水区域等冬期間で検針しない箇所は1/2減免。 独居老人への対応 なし		漏水の減免 状況により50～0%の減免 独居老人への対応 なし	漏水の減免 1/2減免 独居老人への対応 なし	漏水の減免 1/2減免 独居老人への対応 基本使用料の半額950円を減免	漏水の減免 1/2減免 独居老人への対応 非課税者に限り、月500円を減免

項 目		協 議 結 果 概 要		十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要							
						川 西 町		中 里 村		松 代 町		松 之 山 町	
下 水 道 関 係	090203 下 水 道 受 益 者 負 担（分担）金	現在の 5 市町村の各下水道等事業の負担（分担）金額を継続することとし、新規事業については十日町市の例により統一した負担（分担）金額とします。 新規加入金については、十日町市の例により統一します。		公共下水道 ①第 1 負担区:350円/㎡ ②第 2 負担区:450円/㎡ ③川治負担区:436円/㎡ ④新座・大井田負担区:657円/㎡ 特定環境保全公共下水道 ①馬水分担区 198,000円/棟 ②南部分担区 296,000円/棟 ③北部・中部分担区 300,000円/棟 新規加入金 300,000円/棟 農業集落排水 300,000円/棟 新規加入金 300,000円/棟		公共下水道 な し 特定環境保全公共下水道 400,000円/棟 新規加入金 500,000円/棟 農業集落排水 400,000円/棟 新規加入金 500,000円/棟		公共下水道 な し 特定環境保全公共下水道 280,000円/棟 新規加入金 280,000円/棟 農業集落排水 な し 農業集落排水 260,000円/棟 新規加入金 260,000円/棟		公共下水道 な し 特定環境保全公共下水道 専用住宅 260,000円/棟 事業所は面積により金額が異なる。 新規加入金 260,000円/棟 農業集落排水 260,000円/棟 新規加入金 260,000円/棟		公共下水道 な し 特定環境保全公共下水道 専用住宅 288,000円/棟 事業所は面積により金額が異なる。 新規加入金 288,000円/棟 農業集落排水 な し	
	090205 下水道受益者負担（分担）金の 賦 課 ・ 徴 収	負担（分担）金は十日町市・川西町・松之山町の例に統一し、事業開始時に賦課することを原則としますが、中里村・松代町の賦課制度は過去からの経緯から、現在の事業終了まで継続します。 分割納入制度については、十日町市・川西町の例により 5 回分割に統一します。ただし既に分割納付が開始されている受益者にあってはそのまま継続します。 前納（一括）納入報奨金については、廃止します。ただし、中里村の前納報奨金制度は過去からの経緯から、現在の事業終了までの間継続します。		負担（分担）金の賦課時期 事業着手した年度に、認可区域全域に一括賦課する。 負担（分担）金の徴収方法 5 年に分割 一括納付も可 前納報奨金 徴収初年度の第 1 期の納期限までに一括納付した受益者に対して、負担金の金額に 5.5％を乗じて得た額を前納報奨金として交付する。		負担（分担）金の賦課時期 事業着手した年度に、認可区域全域に一括賦課する。 負担（分担）金の徴収方法 5 年に分割 一括納付も可 前納報奨金 制度なし 前納報奨金 徴収初年度の納期限までに前納納付した場合には、3 万円を前納報奨金として交付。次年度の納期の後の納期に係る分担金に相当する金額を次年度の納期限までに前納納付した場合には、2 万円の前納報奨金を交付する。 負担（分担）金の賦課時期 使用開始届出書を受理した時点で、一戸ごとに賦課する。		負担（分担）金の徴収方法 一括納入 2 回分割まで 負担（分担）金の徴収方法 3 年に分割 一括納付も可 前納報奨金 制度なし 前納報奨金 徴収初年度の納期限までに前納納付した場合には、3 万円を前納報奨金として交付。次年度の納期の後の納期に係る回数に 1 パーセントを乗じて得た率に、分担金賦課額を乗じて得た額を前納報奨金として交付する。		負担（分担）金の徴収方法 一括納入 2 回分割まで 負担（分担）金の徴収方法 8 回に分割 一括納付も可 前納報奨金 当該納期の後の納期に係る回数に 1 パーセントを乗じて得た率に、分担金賦課額を乗じて得た額を前納報奨金として交付する。			
	090211 下 水 道 使 用 料	新市移行時、十日町市と中里村の中位程度の料金を基本とした料金に統一します。		基本料金＋超過水量で料金を計算 一般家庭（20㎡/月の場合）の使用料金：3,050円（税別）		完全従量制で料金を計算 一般家庭（20㎡/月の場合）の使用料金：3,314円（税別）		基本料金＋超過水量で料金を計算 一般家庭（20㎡/月の場合）の使用料金：3,200円（税別）		基本料金＋居住人数一人500円で計算 一般家庭（4 人家族の場合）の使用料金：4,000円（税別）		基本料金＋超過水量で料金を計算 一般家庭（20㎡/月の場合）の使用料金：5,000円（税別）	
	090226 合 併 処 理 浄 化 槽 の 取 り 扱 い	合併浄化槽は、既存のものも含め、新市における設置・管理型事業によることを基本とし、下水道等使用者と合併浄化槽使用者が同等の負担となる制度にします。		合併処理浄化槽設置整備補助金事業 補助限度額（例：5 人槽） 40集落：600千円 その他地域：375千円 合併処理浄化槽維持管理補助金事業 補助は10年以内 （例：5 人槽）21千円/年 個別排水処理施設整備事業 分担金：30万円/棟又は浄化槽の寄附採納を受け、下水道と同様の使用料を徴収し、浄化槽は市が維持管理する。		合併処理浄化槽設置整備補助金事業 補助限度額（例：5 人槽） 600千円 合併処理浄化槽維持管理補助金事業 な し 個別排水処理施設整備事業 な し		合併処理浄化槽設置整備補助金事業 補助限度額（例：5 人槽） 375千円 合併処理浄化槽維持管理補助金事業 な し 個別排水処理施設整備事業 な し		合併処理浄化槽設置整備補助金事業 補助限度額（例：5 人槽） 619千円 合併処理浄化槽維持管理補助金事業 補助は、15年以内 個々に差額を算定する 個別排水処理施設整備事業 な し		合併処理浄化槽設置整備補助金事業 補助限度額（例：5 人槽） 変則合併：552千円 面的整備：729千円 合併処理浄化槽維持管理補助金事業 な し 個別排水処理施設整備事業 な し	

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状		各 市 町 村 現 況 概 要			
					川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町
学 校 教 育 関 係	100222 奨 学 金 制 度	・ 貸与資格 十日町市の例によります。	貸与資格 ・ 市に3年以上居住する世帯の子弟 ・ 学業成績優秀と認められる者 ・ 経済的に学資の支弁が困難な者		・ 2年以上町に居住する者 ・ 学業成績優秀と認められる者 ・ 経済的に学資の支弁が困難な者	・ 村に住所を有する者 ・ 村税を滞納していない者の被保護者 ・ 学校に在学している者	・ 学業成績優秀と認められる者 ・ 返済されることが確実な者 ・ 他の奨学金を受給していない者 ・ 世帯の所得の少ない者	・ 学術優秀、品行方正、身体健全な者 ・ 学資の支弁が困難と認められる者
		・ 奨学金の月額 高等学校 10,000円 高等専門学校 20,000円 専修大学 30,000円 短大・大学 35,000円	奨学金の月額 高等学校 10,000円 高等専門学校 18,000円 市内専修学校 15,000円 市外専修学校 20,000円 大 学 35,000円		高等学校(専修学校高等課程含) 10,000円 高等専門学校 20,000円 専修学校(専門課程) 30,000円 大学(短大含) 30,000円	高等学校 10,000円 高等専門学校 20,000円 専修学校 20,000円 大学 30,000円	松代高等学校を卒業した、専門学校、大学、大学院生 50,000円	安塚高等学校松之山分校を卒業した、短大、大学、大学院、専門学校生 一 般 30,000円 特 別 35,000円
		・ 返 済 十日町市の例によります。	返済 8年以内、 年賦、半年賦、月賦		8年以内、 年賦、半年賦	貸付期間の1.5倍に相当する期間	10年以内 年賦	7年以内 年賦
		・ 入学(修学)準備金 50万円以内とします。						
	100245 学区の取り扱い	現行のとおりとします。	小学校区 18 中学校区 6		小学校区 4 中学校区 1	小学校区 4 中学校区 1	小学校区 3 中学校区 1	小学校区 3 中学校区 1
社 会 教 育 関 係	110104-1 公 民 館 の 施 設	各町村の主要な公民館(各1館)、十日町市の本館及び地区公民館は、そのまま新市に引継ぎます。(新市では12の公民館となる)その後、活動実績を考慮したうえで、5年を目処に見直しを行います。各市町村の分館は、公民館運営審議会等の関係機関と協議し、合併時に統廃合を行います。その後、活動実績を考慮したうえで5年を目処に再見直しを行います。	公民館(市民会館) 1館 地区公民館 7館 分 館 29館		公民館 1館 地区公民館 なし 分 館 4館	公民館 1館 地区公民館 なし 分 館 3館	公民館 1館 地区公民館 なし 分 館 なし	公民館 1館 地区公民館 なし 分 館 6館
	110104-2 公 民 館 の 運 営	開館時間は、十日町市と川西町の制度に準じます。	開館時間 午前9時～午後10時		開館時間 午前9時～午後10時	開館時間 午前9時～午後10時	開館時間 4～10月 午前8時30分～午後10時 11～3月 午前9時～午後10時	開館時間 午前9時～午後4時30分 利用希望があれば 午後10時まで
	110126 運 動 会 (市民体育大会)	休館日は、十日町市の制度に準じます。開館時間、休館日は、利用状況を見て再度検討します。	休館日 年末年始(12/29～1/3) 毎週月曜日 国民の祝日(開館している祝日もある)		休館日 年末年始(12/29～1/3) 毎週月曜日	休館日 年末年始(12/29～1/3) 毎週月曜日	休館日 年末年始(12/29～1/3) 毎週土・日曜日 国民の祝日	休館日 年末年始(12/29～1/3) 毎週土・日曜日 国民の祝日
議 会 関 係	120101 議 員 定 数 及 び 任 期	統一した体育大会を合併記念大会として合併後4年目に実施します。但し、現在実施している市町村の大会を合併記念大会までの間に旧市町村単位で実施する場合は、現在の予算の範囲内で措置します。会場、期日、競技の運営方法については、合併後に調整します。	4年ごとに開催 *地区によっては毎年独自に開催		4年ごとに開催 *地区によっては毎年独自に開催	毎年開催	なし	毎年開催
		1回目の選挙は「選挙区選挙による定数特例」を採用し、議員定数は40名とします。 2回目は「全市一区」で30名以内の定数で選挙を行います。 常任委員会・議会運営委員会の任期は2年が適当と思われますが、新市において決定します。 *選挙区等に関する事項は、合併任意協議会の小委員会で協議中	1.議員定数 20人 2.委員の任期 常任委員 2年 議会運営委員 2年		1.議員定数 18人 2.委員の任期 常任委員 2年 議会運営委員 2年	1.議員定数 14人 2.委員の任期 常任委員 2年 議会運営委員 2年	1.議員定数 14人 2.委員の任期 常任委員 2年 議会運営委員 2年	1.議員定数 10人 2.委員の任期 常任委員 2年 議会運営委員 2年

項 目		協 議 結 果 概 要	十 日 町 市 の 現 状	各 市 町 村 現 況 概 要											
				川 西 町	中 里 村	松 代 町	松 之 山 町								
議 会 関 係	120117 政 務 調 査 費 の 取 り 扱 い	会派ができた場合は会派に対して支給します。支給額、使途基準、会計資料の保存年限等については、十日町市の例を参考に新市で決定します。	1.支給対象 会派（1人会派も可） 2.支給額 80,000円/年×会派の人数 3.使途基準 研究研修費、調査旅費、資料費、事務費 *宿泊費の上限有	1.支給対象 川西町議会議員 2.支給額 3,000円/月 3.使途基準 調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費	1.支給対象 中里村議会議員 2.支給額 1人：36,000円/年 3.使途基準 研究研修費、調査旅費、資料費、事務費	1.支給対象 会派及び議員 2.支給額 会派：5,000円/月×人数 議員：5,000円/月/人 3.使途基準 調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費	1.支給対象 会派及び議員 2.支給額 1人：5,000円/月 会派との重複は不可 3.使途基準 調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費								
第 三 セ ク タ ー	130101 第 三 セ ク タ ー の 運 営	既存の第三セクターは新市に継承し、引き続き経営の改善に努めます。	株式会社、有限会社 会社名 当間高原開発㈱ ㈱まちづくり川西 ㈱松葉荘 ㈱ガーラ湯沢 ㈱なかさと 清津観光開発㈱ 中里村地域開発㈱ 松代総合開発㈱ ㈱鉄索会館 ㈲湯米心まつのやま ㈱新潟ふるさと村 北越急行㈱ ㈱オスボック ㈱当間高原リゾート 東頸バス㈱					その他第三セクター数 出資市町村名 ：十日町市 ：川西町 ：川西町 ：中里村 ：中里村 ：中里村 ：中里村 ：松代町 ：松之山町 ：松之山町 ：十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町 ：十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町 ：十日町市、川西町、中里村 ：十日町市、中里村 ：松代町、松之山町				出資比率 ： 30.0% ： 56.1% ： 80.0% ： 0.7% ： 81.0% ： 30.0% ： 44.0% ：100.0% ： 0.1% ：100.0% ： 0.6% ： 11.0% ： 43.2% ： 1.6% ： 20.0%		財団法人　　：14 *県知事が理事長 3 法人 *市町村長が理事長 2 法人 社団法人　　：5 社会福祉法人：1 職業訓練法人：1 土地開発公社：2 *市町村長が理事長 2 法人 森林組合　　：2 その他　　：5	

●地域審議会の検討

地域審議会は、合併関係市町村の区域固有の意見の反映ができなる、住民と行政の距離が遠くなる。また、地域の実情に応じた施策の展開ができなくなるとの懸念される対応策として現在検討されています。

基本方針

- 1
- 合併関係市町村が必要と認めた場合には、合併前の旧市町村を単位として地域審議会を置くことができます。なお、必要の有無は、それぞれの合併関係市町村が判断し、法定協議会で確認することとします。
- 2
- 設置する機関は、新市建設計画の期間と同じ期間とし、合併した年度に引き続く10年間とします。
- 3
- その他、取扱い事務及び委員の構成等は、法定協議会で協議します。

取り扱い事務の例

- 1
- 新市建設計画の変更
- 2
- 新市建設計画の執行状況
- 3
- 新市の基本構想及び各種計画の策定及び変更
- など

●地域自治の仕組みづくりの検討

合併により、住民の意見が行政に届かなくなるのではないか、あるいは地域の文化がなくなるとの不安があり、地域の個性を生かす工夫や住民と行政の協働によるまちづくりの方法を検討しています。

基本方針

合併のメリットである重点的な投資による投資効果や広域的視点に立ったまちづくり及び行財政の効率化に配慮しつつ、地域の個性を尊重し、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを行うため、以下の仕組みを構築します。

- 1
- 地域の個性・資源を積極的に活用し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、住民と行政のパートナーシップのもと、地域運営を行う仕組みを構築する。
- 2
- 住民に身近な課題は住民自らが決定できるよう、住民同士が連携する組織を構築します。

今後の各地域の振興やまちづくりについて

市町村合併の基本項目

合併の方式

新設(対等)合併とします。
新しい市が誕生します。

合併の期日

合併任意協議会では合併する日を
特定しませんが、決定するまでは
平成17年3月31日を目標として
事務を進めます。

新市の名称

現在調整中

新市名称案を募集し、新市の
名称案選定小委員会で名称案を
3から5案選定し、合併任意協議会に
報告する予定です。
(新市名称は合併法定協議会で
決定します。)

新市の事務所の位置

- ①合併後当分の間は、現在の十日町市
役所を新市の事務所とします。
また、現在の4町村役場を新市の川西支
所、中里支所、松代支所及び松之山支所と
し、現在の十日町市役所の4出張所を新市
の吉田出張所、下条出張所、水沢出張所
及び情報館出張所とします。
②新庁舎の建設は、合併後5年を
目処に検討します。

お問い合わせ



十日町市役所 合併推進課
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
TEL 0257-57-3111 内線288 FAX 52-4635

E-mail info@city.tokamachi.niigata.jp
URL <http://www.city.tokamachi.niigata.jp>

